

ID: 540

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	河川の従前の機能の維持の指示					
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第44条第1項					
法 令 番 号	昭和39年法律第167号					
【基準】						
<p>法第44条の規定による。 (河川の従前の機能の維持)</p> <p>第44条 ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第26条第1項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。第51条の2及び第51条の3を除き、以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。</p> <p>2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。</p> <p>政令第24条の規定による。 (河川管理者の指示の基準)</p> <p>第24条 法第44条第2項の河川管理者の指示の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該ダムの設置に伴う上流における河床又は水位の上昇により災害が発生するおそれがある場合においては、必要に応じ、堤防の新築又は改築、低地の盛土、河床のしゅんせつ、貯水池末端附近における自然排砂を促進させるための予備放流その他これらに類する措置を行なわせること。</p> <p>(2) 前条第1号又は第2号に掲げるダムの設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加し災害が発生するおそれがある場合においては、当該ダムの設置者にサーチャージ方式、制限水位方式又は予備放流方式のうちいずれか一以上の方により、当該増加流量を調節することができると認められる容量を確保させること。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年4月1日			

ID: 541

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	ダムの操作規程の変更命令					
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第47条第4項					
法令番号	昭和39年法律第167号					
【基準】 法第47条第4項の規定による。 (ダムの操作規程) 第47条 4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 542

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	洪水調節のための指示					
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第52条					
法令番号	昭和39年法律第167号					
【基準】 法第52条の規定による。 (洪水調節のための指示) 第52条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれが大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 543

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	工事費用の原因者への負担命令					
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第67条					
法令番号	昭和39年法律第167号					
【基準】 法第67条の規定による。 (原因者負担金) 第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 544

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	附帯工事費用の原因者負担命令			
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第68条第2項			
法令番号	昭和39年法律第167号			
【基準】				
<p>法第68条の規定による。</p> <p>(附帯工事に要する費用)</p> <p>第68条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第26条第1項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第37条の2、第58条の13、第95条及び第99条第2項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第59条、第60条第2項前段及び第65条の2第1項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		
		年 月 日		

ID: 545

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	工事費用の受益者への負担命令					
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第70条第1項					
法令番号	昭和39年法律第167号					
【基準】 法第70条の規定による。 (受益者負担金) 第70条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。 2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 547

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	延滞金の徴収					
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第74条第5項					
法令番号	昭和39年法律第167号					
【基準】 法第74条第5項の規定による。 第74条 5 河川管理者は、第1項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年14.5パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 548

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等			
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第75条第1項			
法令番号	昭和39年法律第167号			
【基準】				
<p>法第75条第1項の規定による。</p> <p>(河川管理者の監督処分)</p> <p>第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によって与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ぜることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者</p>				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		
		年 月 日		

ID: 549

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等			
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第75条第2項			
法令番号	昭和39年法律第167号			
【基準】				
<p>法第75条第2項の規定による。</p> <p>(河川管理者の監督処分)</p> <p>第75条</p> <p>2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。</p> <p>(2) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。</p> <p>(3) 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。</p> <p>(4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。</p> <p>(5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p>				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		
		年 月 日		

ID: 550

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	損失補償額の原因者への負担命令			
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第76条第3項			
法 令 番 号	昭和39年法律第167号			
【基準】				
<p>法第76条の規定による。</p> <p>(監督処分に伴う損失の補償等)</p> <p>第76条 河川管理者は、前条第2項第4号又は第5号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、水利使用に関し第23条若しくは第26条第1項の許可又は第23条の2の登録を受けた者が、第41条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。</p> <p>2 第22条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。</p> <p>3 河川管理者は、第1項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第2項第5号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 551

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	学校施設の返還命令					
法令名 根拠条項	学校施設の確保に関する政令 第4条					
法令番号	昭和24年政令第34号					
【基準】 政令第4条の規定による。 (返還命令) 第4条 管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第1項第1号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 552

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	学校施設にある工作物等移転命令					
法令名 根拠条項	学校施設の確保に関する政令 第15条					
法令番号	昭和24年政令第34号					
【基準】 政令第15条の規定による。 (移転命令) 第15条 管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ぜることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 559

担当部署: 上下水道部 経営総務課

処分の概要	水洗便所への改造命令					
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第11条の3第3項					
法 令 番 号	昭和33年法律第79号					
【基準】						
<p>法第11条の3第3項の規定による。 (水洗便所への改造義務等)</p> <p>第11条の3</p> <p>3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 560

担当部署: 上下水道部 経営総務課

処分の概要	水洗便所への改造命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第11条の3第4項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第11条の3第4項の規定による。 (水洗便所への改造義務等) 第11条の3 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 561

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	特定施設の設置計画の廃止命令等					
法令名 根拠条項	下水道法 第12条の5					
法令番号	昭和33年法律第79号					
【基準】 法第12条の5の規定による。 (計画変更命令) 第12条の5 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 562

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	施設損傷者への工事費用負担命令					
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第18条					
法 令 番 号	昭和33年法律第79号					
【基準】						
法第18条の規定による。 (損傷負担金) 第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 563

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	汚濁原因者への工事費用負担命令					
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第18条の2					
法 令 番 号	昭和33年法律第79号					
【基準】						
<p>法第18条の2の規定による。</p> <p>(汚濁原因者負担金)</p> <p>第18条の2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第62条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 564

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	改築工事原因者への費用負担命令					
法令名 根拠条項	下水道法 第19条					
法令番号	昭和33年法律第79号					
【基準】 法第19条の規定による。 (工事負担金) 第19条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 565

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	下水の排除の停止命令等					
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第37条の2					
法 令 番 号	昭和33年法律第79号					
【基準】						
<p>法第37条の2の規定による。 (改善命令等)</p> <p>第37条の2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第12条の2第1項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第12条の2第3項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるとときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第12条の2第6項本文(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日			

ID: 566

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等					
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第38条第1項					
法 令 番 号	昭和33年法律第79号					
【基準】						
<p>法第38条第1項の規定による。</p> <p>(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)</p> <p>第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日			

ID: 567

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等					
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第38条第2項					
法 令 番 号	昭和33年法律第79号					
【基準】						
<p>法第38条第2項の規定による。</p> <p>(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)</p> <p>第38条</p> <p>2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 568

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	補償金の原因者に対する負担命令					
法 令 名 根 拠 条 項	下水道法 第38条第6項					
法 令 番 号	昭和33年法律第79号					
【基準】						
法第38条第6項の規定による。 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等) 第38条 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第4項の規定による補償の原因となつた損失が第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 616

担当部署: 市民総務部 保険年金課

処分の概要	被保険者証の返還命令			
法 令 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第9条第3項			
法 令 番 号	昭和33年法律第192号			
【基準】				
<p>法第9条第3項の規定による。</p> <p>(届出等)</p> <p>第9条</p> <p>3 市町村は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第6項及び第8項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。</p> <p>国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発第113号)参照</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 617

担当部署: 市民総務部 保険年金課

処分の概要	一部負担金不払いによる徴収
法 令 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第42条第2項
法 令 番 号	昭和33年法律第192号
【基準】	
<p>法第42条第2項の規定による。 (療養の給付を受ける場合の一部負担金)</p> <p>第42条</p> <p>2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第43条第1項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第2項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第1項第1号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、市町村及び組合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p> <p>一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について(昭和34年3月30日保発第21号)参照</p>	
備考	
設 定 年 月 日	令和3年4月1日
最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 618

担当部署: 市民総務部 保険年金課

処分の概要	故意の場合の給付制限					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第60条					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】 法第60条の規定による。 第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 619

担当部署: 市民総務部 保険年金課

処分の概要	闘争・泥酔等の場合の給付制限					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第61条					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】 法第61条の規定による。 第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 620

担当部署: 市民総務部 保険年金課

処分の概要	療養に関する指示に従わない場合の給付制限					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第62条					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】 法第62条の規定による。 第62条 市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 621

担当部署: 市民総務部 保険年金課

処分の概要	強制診断等拒否の場合の給付制限			
法 令 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第63条			
法 令 番 号	昭和33年法律第192号			
【基準】				
<p>法第63条の規定による。</p> <p>第63条 市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>法第66条の規定による。</p> <p>(強制診断等)</p> <p>第66条 市町村及び組合は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 622

担当部署: 市民総務部 保険年金課

処分の概要	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止				
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第63条の2				
法令番号	昭和33年法律第192号				
【基準】					
<p>法第63条の2第1項及び第2項の規定による。</p> <p>第63条の2 市町村及び組合は、保険給付(第43条第3項又は第56条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p>					
<p>国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発第113号)参照</p>					
<table border="1"> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			備考		
備考					
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日		

ID: 623

担当部署: 市民総務部 保険年金課

処分の概要	被保険者に対する不正利得の徴収					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第1項					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】 法第65条第1項の規定による。 (不正利得の徴収等) 第65条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 624

担当部署: 市民総務部 保険年金課

処分の概要	国保医に対する連帯納付命令					
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第2項					
法令番号	昭和33年法律第192号					
【基準】 法第65条第2項の規定による。 (不正利得の徴収等) 第65条 2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第88条第1項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帶して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 625

担当部署: 市民総務部 保険年金課

処分の概要	療養取扱機関の費用納付命令等		
法 令 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第65条第3項		
法 令 番 号	昭和33年法律第192号		
【基準】			
<p>法第65条第3項の規定による。 (不正利得の徴収等)</p> <p>第65条</p> <p>3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第52条第3項(第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第54条の2第5項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 626

担当部署: 市民総務部 保険年金課

処分の概要	保険料の徴収		
法 令 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第76条		
法 令 番 号	昭和33年法律第192号		
【基準】			
<p>法第76条の規定による。</p> <p>(保険料)</p> <p>第76条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。以下同じ。)、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)から保険料を徴収しなければならない。</p> <p>ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課すときは、この限りでない。</p> <p>2 組合は、療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、健康保険法第179条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、組合員から保険料を徴収しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 633

担当部署: 市民総務部 危機管理室

処分の概要	災害の拡大防止措置の指示					
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第59条第1項					
法令番号	昭和36年法律第223号					
【基準】 法第59条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等) 第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に對し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 634

担当部署: 市民総務部 危機管理室

処分の概要	応急措置業務への従事命令					
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第65条第1項					
法令番号	昭和36年法律第223号					
【基準】 法第65条第1項の規定による。 第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 639

担当部署: 産業政策部 農林業振興課

処分の概要	受益者への公園事業の執行に要する費用の負担命令					
法令名 根拠条項	自然公園法 第58条					
法令番号	昭和32年法律第161号					
【基準】 法第58条の規定による。 (受益者負担) 第58条 国又は地方公共団体は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 640

担当部署: 産業政策部 農林業振興課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令					
法令名 根拠条項	自然公園法 第59条					
法令番号	昭和32年法律第161号					
【基準】 法第59条の規定による。 (原因者負担) 第59条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 641

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	受給資格の喪失
法 令 名 根 拠 条 項	児童手当法 第4条
法 令 番 号	昭和46年法律第73号

【基準】

法第4条及び第5条の規定による。

(支給要件)

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

(1) 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの

イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。)

以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。)

ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童(施設入所等児童を除く。)

(2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)

(3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

(4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者

2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか1の者が当該児童と同居している場合(当

該いすれか1の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいすれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号から第3号までのいすれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいすれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

備考	
----	--

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 642

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	支給の制限		
法 令 名 根 拠 条 項	児童手当法 第5条		
法 令 番 号	昭和46年法律第73号		
【基準】			
<p>法第5条の規定による。</p> <p>第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいづれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号から第3号までのいづれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいづれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。</p>			
<table border="1"> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>		備考	
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 643

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	手当の不支給					
法令名 根拠条項	児童手当法 第10条					
法令番号	昭和46年法律第73号					
【基準】 法第10条の規定による。 (支給の制限) 第10条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 644

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	調査拒否等による手当支払差止め					
法令名 根拠条項	児童手当法 第11条					
法令番号	昭和46年法律第73号					
【基準】 法第11条の規定による。 第11条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 645

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	支払いの調整					
法令名 根拠条項	児童手当法 第13条					
法令番号	昭和46年法律第73号					
【基準】 法第13条の規定による。 (支払の調整) 第13条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 646

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	不正利得の徴収					
法令名 根拠条項	児童手当法 第14条第1項					
法令番号	昭和46年法律第73号					
【基準】 法第14条の規定による。 (不正利得の徴収) 第14条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 647

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	障害福祉サービス提供の措置解除					
法 令 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第21条の6					
法 令 番 号	昭和22年法律第164号					
【基準】						
法第21条の6の規定による。 第21条の6 市町村は、障害児通所支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費(第56条の6第1項において「介護給付費等」という。)の支給を受けることが著しく困難であると認めることは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託することができる。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 649

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	事務の適正な実施のための監督上の命令					
法 令 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第21条の13					
法 令 番 号	昭和22年法律第164号					
【基準】 法第21条の13の規定による。 第21条の13 市町村長は、第21条の11第3項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に關し監督上必要な命令をすることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 650

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	助産の実施の解除					
法 令 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第22条					
法 令 番 号	昭和22年法律第164号					
【基準】						
<p>法第22条の規定による。</p> <p>第22条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならぬ。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する妊産婦であつて助産施設における助産の実施(以下「助産の実施」という。)を希望する者は、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、助産施設は、内閣府令の定めるところにより、当該妊産婦の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。</p> <p>3 都道府県等は、第25条の7第2項第3号、第25条の8第3号又は第26条第1項第5号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。</p> <p>4 都道府県等は、第1項に規定する妊産婦の助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域内における助産施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日			

ID: 651

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	母子保護の実施の解除					
法 令 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第23条					
法 令 番 号	昭和22年法律第164号					
【基準】						
法第23条の規定による。						
第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用等適切な保護を行わなければならない。						
2 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施(以下「母子保護の実施」という。)を希望するものは、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、内閣府令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。						
3 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。						
4 都道府県等は、第25条の7第2項第3号、第25条の8第3号若しくは第26条第1項第5号又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条の2の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。						
5 都道府県等は、第1項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日			

ID: 653

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	児童等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除		
法 令 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第25条の7第1項第2号		
法 令 番 号	昭和22年法律第164号		
【基準】			
<p>法第25条の7第1項第2号の規定による。</p> <p>第25条の7 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(次項において「要保護児童等」という。)に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第25条第1項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。 			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 654-1

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収					
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条第2項					
法令番号	昭和22年法律第164号					
【基準】 法第56条第2項の規定による。 第56条 2 第50条第5号、第6号、第6号の2若しくは第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号から第5号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。						
備考						
【共通担当部署】 福祉保健部 子ども政策室 福祉保健部 障害者福祉課						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 654-2

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収					
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条第2項					
法令番号	昭和22年法律第164号					
【基準】 法第56条第2項の規定による。 第56条 2 第50条第5号、第6号、第6号の2若しくは第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号から第5号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。						
備考						
【共通担当部署】 福祉保健部 子ども政策室 福祉保健部 障害者福祉課						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 659

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	不正利得に係る障害児通所給付費等の徴収等			
法令名 根拠条項	児童福祉法 第57条の2第1項及び第2項			
法令番号	昭和22年法律第164号			
【基準】				
<p>法第57条の2第1項及び第2項の規定による。</p> <p>第57条の2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費(以下この章において「障害児通所給付費等」という。)の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に對し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		
		年 月 日		

ID: 660

担当部署: 産業政策部 農林業振興課

処分の概要	認定の取消し			
法 令 名 根 拠 条 項	市民農園整備促進法 第10条			
法 令 番 号	平成2年法律第44号			
【基準】				
<p>法第9条及び第10条の規定による。</p> <p>(勧告)</p> <p>第9条 市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営計画(第7条第5項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第10条 前条の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第7条第1項又は第5項の規定による認定を取り消すことができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 661

担当部署: 教育委員会事務局 中央公民館

処分の概要	公民館の事業・行為の停止命令					
法 令 名 根 拠 条 項	社会教育法 第40条第1項					
法 令 番 号	昭和24年法律第207号					
【基準】						
<p>法第23条及び第40条第1項の規定による。</p> <p>(公民館の運営方針)</p> <p>第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。</p> <p>(1) もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> <p>(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。</p> <p>2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p> <p>(公民館の事業又は行為の停止)</p> <p>第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 662

担当部署: 産業政策部 農林業振興課

処分の概要	協定の認定の取消し					
法令名 根拠条項	集落地域整備法施行令 第11条第3項					
法令番号	昭和63年政令第25号					
【基準】 政令第11条第3項の規定による。 (協定の変更等) 第11条 3 市町村長は、次に掲げる場合には、法第8条第1項の認定を取り消すことができる。 (1) 協定の内容が法第8条第4項の規定に違反するもの又は法第9条第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合 (2) 協定の対象となる農用地の保全及び利用が当該協定の定めるところに従い行われていないと認められるに至った場合						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 664

担当部署: 市民総務部 市民課

処分の概要	浄化槽の清掃について必要な指示					
法令名 根拠条項	浄化槽法 第41条第1項					
法令番号	昭和58年法律第43号					
【基準】 法第41条第1項の規定による。 (指示、許可の取消し、事業の停止等) 第41条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 666

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	火災予防に必要な措置の命令					
法 令 名 根 拠 条 項	消防法 第3条第1項					
法 令 番 号	昭和23年法律第186号					
【基準】						
<p>法第3条第1項の規定による。</p> <p>第3条 消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第6章及び第35条の3の2を除き、以下同じ。)、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備 (2) 残火、取灰又は火粉の始末 (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理 (4) 放置され、又はみだりに存置された物件(前号の物件を除く。)の整理又は除去 <p>「福知山市消防本部違反処理規程による」</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 667

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	防火対象物の改修、除去等の命令					
法令名 根拠条項	消防法 第5条第1項					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】						
法第5条第1項の規定による。 第5条 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者(特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者)に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。						
「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 668

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	防火対象物の使用の禁止、停止又は制限					
法 令 名 根 拠 条 項	消防法 第5条の2第1項					
法 令 番 号	昭和23年法律第186号					
【基準】						
<p>法第5条の2第1項の規定による。</p> <p>第5条の2 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について次のいずれかに該当する場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。</p> <p>(1) 前条第1項、次条第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合</p> <p>(2) 前条第1項、次条第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によつては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合</p>						
<p>「福知山市消防本部違反処理規程による」</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 669

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	防火対象物における火災予防に必要な措置の命令					
法令名 根拠条項	消防法 第5条の3第1項					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第5条の3第1項の規定による。 第5条の3 消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者(特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者。次項において同じ。)に対して、第3条第1項各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 671

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	防火管理者を定めるべき旨の命令		
法令名 根拠条項	消防法 第8条第3項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第8条第3項の規定による。 第8条 3 消防長又は消防署長は、第1項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。 「福知山市消防本部違反処理規程による」			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 672

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	防火管理上必要な措置の命令					
法令名 根拠条項	消防法 第8条第4項(第36条第1項において準用する場合を含む。)					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第8条第4項の規定による。 第8条 4 消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従つて行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従つて行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 673

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	統括防火管理者を定めるべき旨の命令					
法 令 名 根 拠 条 項	消防法 第8条の2第5項(第36条第1項において準用する場合を含む。)					
法 令 番 号	昭和23年法律第186号					
【基準】						
法第8条の2第5項の規定による。 第8条の2 5 消防長又は消防署長は、第1項の防火対象物について統括防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により統括防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。						
「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 674

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	危険物の貯蔵、取扱に関する命令					
法令名 根拠条項	消防法 第11条の5第1項					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第11条の5第1項の規定による。 第11条の5 市町村長等は、製造所、貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く。)又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第10条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。 「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 675

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	移動タンク貯蔵所に関する命令					
法令名 根拠条項	消防法 第11条の5第2項					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第11条の5第2項の規定による。 第11条の5 2 市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第4項において同じ。)は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第10条第3項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。 「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 676

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	危険物施設の位置等の措置命令					
法令名 根拠条項	消防法 第12条第2項					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第12条第2項の規定による。 第12条 2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。 「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 677

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	危険物施設の許可取消し、使用停止					
法 令 名 根 拠 条 項	消防法 第12条の2第1項					
法 令 番 号	昭和23年法律第186号					
【基準】						
<p>法第12条の2第1項の規定による。</p> <p>第12条の2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、第11条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第11条第1項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。 (2) 第11条第5項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。 (3) 前条第2項の規定による命令に違反したとき。 (4) 第14条の3第1項又は第2項の規定に違反したとき。 (5) 第14条の3の2の規定に違反したとき。 <p>「福知山市消防本部違反処理規程による」</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 678

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	危険物施設の使用停止命令					
法令名 根拠条項	消防法 第12条の2第2項					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第12条の2第2項の規定による。 第12条の2 2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 (1) 第11条の5第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。 (2) 第12条の7第1項の規定に違反したとき。 (3) 第13条第1項の規定に違反したとき。 (4) 第13条の24第1項の規定による命令に違反したとき。 「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 679

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	危険物施設の緊急使用停止命令等					
法令名 根拠条項	消防法 第12条の3第1項					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第12条の3第1項の規定による。 第12条の3 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。 「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 680

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	危険物保安統括管理者等解任命令					
法令名 根拠条項	消防法 第13条の24第1項					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第13条の24第1項の規定による。 第13条の24 市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるとときは、第12条の7第1項又は第13条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。						
「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 681

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	予防規程の変更命令					
法令名 根拠条項	消防法 第14条の2第3項					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第14条の2第3項の規定による。 第14条の2 3 市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。 「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 682

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	事故時の応急措置命令					
法令名 根拠条項	消防法 第16条の3第3項					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第16条の3第3項の規定による。 第16条の3 3 市町村長等は、製造所、貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く。)又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。 「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 683

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	事故時の応急措置命令					
法令名 根拠条項	消防法 第16条の3第4項					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第16条の3第4項の規定による。 第16条の3 4 市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第6項において準用する第11条の5第4項において同じ。)は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第1項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。 「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 684

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	無許可施設等に対する措置命令					
法令名 根拠条項	消防法 第16条の6第1項					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第16条の6第1項の規定による。 第16条の6 市町村長等は、第10条第1項ただし書の承認又は第11条第1項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 685

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	消防用設備等に関する措置命令					
法令名 根拠条項	消防法 第17条の4第1項					
法令番号	昭和23年法律第186号					
【基準】 法第17条の4第1項の規定による。 第17条の4 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。 「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 686

担当部署: 消防署 予防課

処分の概要	特殊消防用設備等の設置維持命令					
法 令 名 根 拠 条 項	消防法 第17条の4第2項					
法 令 番 号	昭和23年法律第186号					
【基準】						
法第17条の4第2項の規定による。 第17条の4 2 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における同条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。 「福知山市消防本部違反処理規程による」						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 687

担当部署: 公平委員会事務局

処分の概要	職員団体規約の認証の取消し						
法 令 名 根 拠 条 項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第8条第1項						
法 令 番 号	昭和53年法律第80号						
【基準】							
<p>法第8条第1項の規定による。</p> <p>(認証の取消し)</p> <p>第8条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第5条の規定による認証を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき(混合連合団体となつた場合を除く。)。 (2) 混合連合団体の構成員の総員中一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。 (3) 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき(団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていると認められなくなつたときを含む。)。 (4) その他当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき。 (5) 規約が第5条各号に掲げる要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。 (6) 当該職員団体等について規約の規定中第5条第2号又は第3号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。 							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px; width: 15%;">備考</td> <td colspan="3" style="padding: 2px 5px;"></td> </tr> </table>				備考			
備考							
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日				

ID: 688

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	更生に必要な指導措置の解除					
法 令 名 根 拠 条 項	身体障害者福祉法 第17条の2第1項第3号					
法 令 番 号	昭和24年法律第283号					
【基準】						
法第17条の2第1項の規定による。 (診査及び更生相談) 第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。 (1) 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。 (2) 公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。) 又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。 (3) 前2号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 691

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除		
法 令 名 根 拠 条 項	身体障害者福祉法 第18条		
法 令 番 号	昭和24年法律第283号		
【基準】			
<p>法第18条の規定による。</p> <p>(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第18条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p> <p>2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の主務省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの(以下「指定医療機関」という。)にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日

ID: 694

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	障害福祉サービス等の費用の徴収
法 令 名 根 拠 条 項	身体障害者福祉法 第38条第1項
法 令 番 号	昭和24年法律第283号
【基準】	
<p>法第38条第1項の規定による。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第38条 第18条第1項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第2項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託(国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。)が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p>	
備考	
設 定 年 月 日	令和3年4月1日
最 終 変 更 年 月 日	
年 月 日	

ID: 698

担当部署: 産業政策部 農林業振興課

処分の概要	施業実施協定の認可の取消し					
法 令 名 根 拠 条 項	森林法 第10条の11の8第1項					
法 令 番 号	昭和26年法律第249号					
【基準】 法第10条の11の8第1項の規定による。 (施業実施協定の認可の取消し) 第10条の11の8 市町村の長は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第10条の11の4第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 700

担当部署: 消防本部 消防課

処分の概要	居住者等への水防業務従事命令					
法令名 根拠条項	水防法 第24条					
法令番号	昭和24年法律第193号					
【基準】 法第24条の規定による。 (居住者等の水防義務) 第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 701

担当部署: 福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	職権による保護の変更					
法令名 根拠条項	生活保護法 第25条第2項					
法令番号	昭和25年法律第144号					
【基準】 法第25条第2項の規定による。 (職権による保護の開始及び変更) 第25条 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 702

担当部署: 福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	保護の停止、廃止					
法令名 根拠条項	生活保護法 第26条					
法令番号	昭和25年法律第144号					
【基準】 法第26条の規定による。 (保護の停止及び廃止) 第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 703

担当部署: 福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	報告又は調査に応じないときの保護廃止等					
法令名 根拠条項	生活保護法 第28条第5項					
法令番号	昭和25年法律第144号					
【基準】						
法第28条第5項の規定による。 (報告、調査及び検診)						
第28条						
5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 704

担当部署: 福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	保護の変更、停止、廃止					
法 令 名 根 拠 条 項	生活保護法 第62条第3項					
法 令 番 号	昭和25年法律第144号					
【基準】						
<p>法第62条第1項から第3項までの規定による。</p> <p>(指示等に従う義務)</p> <p>第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。</p> <p>2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。</p> <p>3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 705

担当部署: 福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	費用返還額決定					
法令名 根拠条項	生活保護法 第63条					
法令番号	昭和25年法律第144号					
【基準】 法第63条の規定による。 (費用返還義務) 第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 706

担当部署: 福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	扶養義務者からの費用徴収					
法 令 名 根 拠 条 項	生活保護法 第77条					
法 令 番 号	昭和25年法律第144号					
【基準】						
<p>法第77条の規定による。</p> <p>(費用等の徴収)</p> <p>第77条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 707

担当部署: 福祉保健部 社会福祉課

処分の概要	不正受給者からの費用徴収						
法 令 名 根 拠 条 項	生活保護法 第78条						
法 令 番 号	昭和25年法律第144号						
【基準】							
<p>法第78条の規定による。</p> <p>第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2 偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>4 前条第2項の規定は、前3項の規定による徴収金について準用する。</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">備考</td> <td colspan="3" style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>				備考			
備考							
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日				

ID: 708

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	生産緑地内の原状回復命令等		
法令名 根拠条項	生産緑地法 第9条第1項		
法令番号	昭和49年法律第68号		
【基準】 法第9条第1項の規定による。 (原状回復命令等) 第9条 市町村長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 711

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	障害福祉サービスの提供措置の解除			
法 令 名 根 拠 条 項	知的障害者福祉法 第15条の4			
法 令 番 号	昭和35年法律第37号			
【基準】				
<p>法第15条の4の規定による。</p> <p>(障害福祉サービス)</p> <p>第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第1項第2号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 713

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除					
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第16条第1項第1号					
法令番号	昭和35年法律第37号					
【基準】 法第16条第1項第1号の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置) 第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を探らなければならない。 (1) 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 714

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	障害者支援施設等への入所措置の解除		
法 令 名 根 拠 条 項	知的障害者福祉法 第16条第1項第2号		
法 令 番 号	昭和35年法律第37号		
【基準】			
<p>法第16条第1項第2号及び同条第2項の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を探らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の主務省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならぬ。</p>			
<table border="1"> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>		備考	
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日

ID: 715

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	知的障害者の入所費用の徴収					
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第27条第1項					
法令番号	昭和35年法律第37号					
【基準】 法第27条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第27条 第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 738

担当部署: 公平委員会事務局

処分の概要	職員団体の登録取消し、効力停止					
法 令 名 根 拠 条 項	地方公務員法 第53条第6項					
法 令 番 号	昭和25年法律第261号					
【基準】						
<p>法第53条第6項の規定による。その他条例の定めによる。 (職員団体の登録) 第53条第6項</p> <p>6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事實があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 739

担当部署: 財務部 資産活用課

処分の概要	行政財産の使用許可の取消し					
法令名 根拠条項	地方自治法 第238条の4第9項					
法令番号	昭和22年法律第67号					
【基準】 法第238条の4第9項の規定による。 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 740

担当部署: 地域振興部 まちづくり推進課

処分の概要	地縁による団体の認可の取消し			
法 令 名 根 拠 条 項	地方自治法 第260条の2第14項			
法 令 番 号	昭和22年法律第67号			
【基準】				
<p>法第260条の2第2項及び第14項の規定による。</p> <p>第260条の2</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつてのこと。 (4) 規約を定めていること。 <p>14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 744

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	他の工作物管理者の工事施行命令					
法令名 根拠条項	道路法 第21条					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第21条の規定による。 (他の工作物の管理者に対する工事施行命令等) 第21条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適當であると認められるときは、前条及び第31条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 745

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	工事原因者への工事施行命令					
法令名 根拠条項	道路法 第22条第1項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第22条第1項の規定による。 (工事原因者に対する工事施行命令等) 第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 746

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	道路占用料の徴収					
法令名 根拠条項	道路法 第39条第1項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第39条第1項及び第2項により、条例の定めによる。 (占用料の徴収) 第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 747

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	原状回復に代る措置の指示					
法令名 根拠条項	道路法 第40条第2項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】						
法第40条の規定による。 (原状回復) 第40条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 748

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	車両積載物の落下予防等措置命令					
法令名 根拠条項	道路法 第43条の2					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第43条の2の規定による。 (車両の積載物の落下の予防等の措置) 第43条の2 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 749

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	工作物管理者の危険防止措置命令					
法令名 根拠条項	道路法 第44条第4項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】						
法第44条第3項及び第4項の規定による。 (沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)						
第44条						
3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物(前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。						
4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日			

ID: 750

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	違反車両の通行中止等の措置命令					
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第47条の14第1項					
法 令 番 号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第47条の14第1項の規定による。 (車両の通行に関する措置) 第47条の14 道路管理者は、第47条第2項の規定に違反し、若しくは同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第47条の2第1項の規定により付した条件に違反し、若しくは第47条の10第3項の回答の内容に従わないで車両を通行させている者又は道路において第47条第4項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年4月1日			

ID: 751

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	道路に関する必要な措置命令					
法令名 根拠条項	道路法 第47条の14第2項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第47条の14第2項の規定による。 (車両の通行に関する措置) 第47条の14 2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第47条第4項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日			

ID: 752

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	道路保全立体区域内での措置命令					
法令名 根拠条項	道路法 第48条第2項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第48条第1項及び第2項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限) 第48条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日			

ID: 753

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	行為の中止、物件の除却等の命令			
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条第4項			
法 令 番 号	昭和27年法律第180号			
【基準】				
<p>法第48条第3項及び第4項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第48条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 754

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	連結料の徴収					
法令名 根拠条項	道路法 第48条の7第1項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第48条の7の規定により、条例の定めによる。 (連結料の徴収) 第48条の7 道路管理者は、第48条の4第2号から第4号までに掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。 2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 755

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	違反行為の中止その他の措置命令					
法令名 根拠条項	道路法 第48条の12					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第48条の11第1項及び第48条の12に規定による。 (出入の制限等) 第48条の11 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。 (違反行為に対する措置) 第48条の12 道路管理者は、前条第1項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 756

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	通行の中止その他の措置命令			
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条の16			
法 令 番 号	昭和27年法律第180号			
【基準】				
<p>法第48条の15及び第48条の16の規定による。</p> <p>(通行の制限等)</p> <p>第48条の15 何人もみだりに自転車専用道路を自転車(自転車以外の軽車両(道路交通法第2条第1項第11号に規定する軽車両をいう。)その他の車両で国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。)による以外の方法により通行してはならない。</p> <p>2 何人もみだりに自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行してはならない。</p> <p>3 何人もみだりに歩行者専用道路を車両により通行してはならない。</p> <p>4 道路管理者は、自転車専用道路等の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。</p> <p>(違反行為に対する措置)</p> <p>第48条の16 道路管理者は、前条1項から第3項までの規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 757

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令					
法令名 根拠条項	道路法 第58条第1項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第58条第1項の規定による。 (原因者負担金) 第58条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 758

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令					
法令名 根拠条項	道路法 第59条第3項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】						
<p>法第59条の規定による。</p> <p>(附帯工事に要する費用)</p> <p>第59条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第32条第1項及び第3項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第35条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基いて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。</p> <p>3 道路管理者は、第1項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 759

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	工作物管理者への費用負担命令					
法令名 根拠条項	道路法 第60条					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第60条の規定による。 (他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用) 第60条 第21条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 760

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	受益者への工事費用負担命令					
法令名 根拠条項	道路法 第61条第1項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第61条の規定により、条例の定めによる。 (受益者負担金) 第61条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。 2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 761

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	非常災害時の土地の収用、処分			
法令名 根拠条項	道路法 第68条第1項			
法令番号	昭和27年法律第180号			
【基準】 法第68条第1項の規定による。 (非常災害時における土地の一時使用等) 第68条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		
		年 月 日		

ID: 762

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	非常災害時の防ぎよ従事命令					
法令名 根拠条項	道路法 第68条第2項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第68条第2項の規定による。 (非常災害時における土地の一時使用等) 第68条 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 763

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	許可等の取消し、工作物除去命令等					
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第71条第1項					
法 令 番 号	昭和27年法律第180号					
【基準】						
<p>法第71条第1項の規定による。</p> <p>(道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ぜることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 764

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	許可等の取消し、工作物除去命令等					
法令名 根拠条項	道路法 第71条第2項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第71条第2項の規定による。 (道路管理者等の監督処分) 第71条 2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 (1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 765

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	負担金等の督促					
法令名 根拠条項	道路法 第73条第1項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 法第73条第1項の規定による。 (負担金等の強制徴収) 第73条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 767

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条第1項の準用)			
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項			
法令番号	昭和27年法律第180号			
【基準】				
<p>準用する法第39条第1項と同様に法第39条第1項及び第2項により、条例の定めによる。</p> <p>(占用料の徴収)</p> <p>第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p>				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		
		年 月 日		

ID: 768

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示(第40条第2項の準用)					
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】 準用する法第40条の規定による。 (原状回復) 第40条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 769

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第44条第4項の準用)					
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】						
<p>準用する法第44条第4項と同様に法第44条第3項及び第4項の規定による。 (沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)</p> <p>第44条</p> <p>3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物(前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日			

ID: 770

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第48条第2項の準用)					
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】						
準用する法第48条第2項と同様に法第48条第1項及び第2項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限) <p>第48条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日			

ID: 771

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令(第48条第4項の準用)			
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項			
法令番号	昭和27年法律第180号			
【基準】				
<p>準用する法第48条第4項と同様に法第48条第3項及び第4項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第48条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日 年 月 日		

ID: 772

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第1項の準用)						
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第91条第2項						
法 令 番 号	昭和27年法律第180号						
【基準】							
<p>準用する法第71条第1項と同様に法第71条第1項の規定による。</p> <p>(道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ぜることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者</p>							
<table border="1"> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td></tr> </table>				備考			
備考							
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日				

ID: 773

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第2項の準用)					
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項					
法令番号	昭和27年法律第180号					
【基準】						
<p>準用する法第71条第2項と同様に法第71条第2項の規定による。</p> <p>(道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 775

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	特定農地貸付の承認の取消し					
法令名 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第3項					
法令番号	平成元年政令第258号					
【基準】 政令第4条第3項の規定による。 (特定農地貸付けの変更等)						
第4条 3 農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程(第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 777

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	原状回復等の措置の指示					
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第10条第2項					
法 令 番 号	昭和31年法律第79号					
【基準】						
<p>法第10条の規定による。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 778

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	原因者への費用負担命令					
法令名 根拠条項	都市公園法 第13条					
法令番号	昭和31年法律第79号					
【基準】 法第13条の規定による。 (原因者負担金) 第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 779

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	附帯工事原因者への費用負担命令					
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第14条第2項					
法 令 番 号	昭和31年法律第79号					
【基準】						
法第14条第2項の規定による。 (附帯工事に要する費用) 第14条 2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 780

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令					
法令名 根拠条項	都市公園法 第26条第2項					
法令番号	昭和31年法律第79号					
【基準】 法第26条第2項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限) 第26条 2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 781

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令			
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第26条第4項			
法 令 番 号	昭和31年法律第79号			
【基準】				
<p>法第26条第3項及び第4項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 782

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	都市公園の原状回復等の命令			
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第27条第1項			
法 令 番 号	昭和31年法律第79号			
【基準】				
<p>法第27条第1項の規定による。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ぜることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者 (2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者 				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 783

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	工作物等の除去などの措置に係る費用負担					
法令名 根拠条項	都市公園法 第27条第9項					
法令番号	昭和31年法律第79号					
【基準】 法第27条第9項の規定による。 (監督処分) 第27条 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ぜべき者の負担とする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 784

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等(第10条第2項の準用)					
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項					
法令番号	昭和31年法律第79号					
【基準】 準用する法第10条の規定による。 (原状回復) 第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 785

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	公園予定区域等における原因者への費用負担命令(第13条の準用)					
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第33条第4項					
法 令 番 号	昭和31年法律第79号					
【基準】						
<p>準用する法第13条の規定による。</p> <p>(原因者負担金)</p> <p>第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 786

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令(第14条第2項の準用)					
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項					
法令番号	昭和31年法律第79号					
【基準】 準用する法第14条第2項の規定による。 (附帯工事に要する費用) 第14条 2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 787

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令(第26条第2項の準用)					
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項					
法令番号	昭和31年法律第79号					
【基準】 準用する法第26条第2項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限) 第26条 2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 788

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令(第26条第4項の準用)		
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第33条第4項		
法 令 番 号	昭和31年法律第79号		
【基準】			
<p>準用する法第26条第3項及び第4項の規定による。 (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 789

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の命令(第27条第1項の準用)			
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第33条第4項			
法 令 番 号	昭和31年法律第79号			
【基準】				
<p>準用する法第27条第1項の規定による。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ぜることができる。</p> <p>(1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 790

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担(第27条第9項の準用)					
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項					
法令番号	昭和31年法律第79号					
【基準】 準用する法第27条第9項の規定による。 (監督処分) 第27条 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ぜるべき者の負担とする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 791

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収					
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第99条第1項					
法 令 番 号	昭和44年法律第38号					
【基準】 法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 792

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の納付					
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条第3項					
法令番号	昭和44年法律第38号					
【基準】 法第99条第3項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 793

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	特定建築者の決定の取消し					
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第1項					
法令番号	昭和44年法律第38号					
【基準】 法第99条の8第1項の規定による。 (特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置) 第99条の8 施行者は、特定建築者が建築計画に従つて特定施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 794

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	土地の明渡し請求					
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第2項					
法令番号	昭和44年法律第38号					
【基準】 法第99条の8第2項の規定による。 (特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置) 第99条の8 2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 795

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条第1項の準用)					
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第5項					
法令番号	昭和44年法律第38号					
【基準】 準用する法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 796

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条第3項の準用)					
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第5項					
法令番号	昭和44年法律第38号					
【基準】 準用する法第99条第3項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 797

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	清算金の徴収			
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第104条			
法 令 番 号	昭和44年法律第38号			
【基準】				
<p>法第104条の規定による。</p> <p>(清算)</p> <p>第104条 前条第1項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、使用収益権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第88条第1項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。</p> <p>2 第99条の2第3項の規定により特定建築者が特定施設建築物の一部を取得する場合においては、施行者は、特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額を政令で定めるところにより確定し、当該費用の額と第99条の6第2項の規定による譲渡の対価の額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 798

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	延滞金の徴収			
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第106条第3項			
法 令 番 号	昭和44年法律第38号			
【基準】				
<p>法第106条第3項の規定による。</p> <p>(清算金の徴収)</p> <p>第106条</p> <p>3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>政令第43条の規定による。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 799

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	清算金の徴収(第104条第1項の準用)					
法令名 根拠条項	都市再開発法 第111条					
法令番号	昭和44年法律第38号					
【基準】 準用する法第104条第1項の規定による。 (清算) 第104条 前条第1項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、使用収益権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第88条第1項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 800

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	清算金の徴収					
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の24第1項					
法令番号	昭和44年法律第38号					
【基準】 法第118条の24第1項の規定による。 (清算) 第118条の24 前条第1項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 801

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	延滞金の徴収(第106条第3項の準用)			
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第118条の24第2項			
法 令 番 号	昭和44年法律第38号			
【基準】				
<p>準用する法第106条第3項の規定による。 (清算金の徴収)</p> <p>第106条</p> <p>3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>政令第43条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 802

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	清算金の徴収(第118条の24第1項の準用)					
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の25の3第3項					
法令番号	昭和44年法律第38号					
【基準】 準用する法第118条の24第1項の規定による。 (清算) 第118条の24 前条第1項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 803

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	延滞金の徴収(第118条の24第2項・第106条第3項の準用)					
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第118条の25の3第3項					
法 令 番 号	昭和44年法律第38号					
【基準】						
<p>法第118条の24第2項において準用する法第106条第3項の規定による。</p> <p>(清算金の徴収)</p> <p>第106条</p> <p>3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>政令第43条の規定による。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 804

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	物件の移転命令			
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第118条の27第1項			
法 令 番 号	昭和44年法律第38号			
【基準】				
<p>法第118条の27の規定による。</p> <p>(物件の移転命令)</p> <p>第118条の27 第二種市街地再開発事業の施行者は、当該第二種市街地再開発事業の施行のため必要があるときは、施行地区内の土地にある物件の所有者で当該物件のある土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 第98条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「第96条第3項の場合」とあるのは、「第118条の27第1項の規定により物件の移転又は引渡しが命ぜられた場合」と読み替えるものとする。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 805

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	特定建築者の決定の取消し(第99条の8第1項の準用)					
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項					
法令番号	昭和44年法律第38号					
【基準】 準用する法第99条の8第1項の規定による。 (特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置) 第99条の8 施行者は、特定建築者が建築計画に従つて特定施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 806

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	土地の明渡し請求(第99条の8第2項の準用)					
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項					
法令番号	昭和44年法律第38号					
【基準】 準用する法第99条の8第2項の規定による。 (特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置) 第99条の8 2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 807

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条の8第5項・第99条第1項の準用)					
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項					
法令番号	昭和44年法律第38号					
【基準】 準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 808

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条の8第5項・第99条第3項の準用)					
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第118条の28第2項					
法 令 番 号	昭和44年法律第38号					
【基準】 準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第3項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 809

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	公共施設管理者に対する負担金の請求			
法令名 根拠条項	都市再開発法 第121条第1項			
法令番号	昭和44年法律第38号			
【基準】				
<p>法第121条の規定による。 (公共施設管理者の負担金)</p> <p>第121条 施行者は、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、個人施行者、組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならぬ。</p>				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日 年 月 日		

ID: 810

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	違反建築物に対する措置命令						
法 令 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第37条第1項						
法 令 番 号	昭和48年法律第72号						
【基準】							
<p>法第37条第1項の規定による。</p> <p>(違反建築物に対する措置)</p> <p>第37条 市町村長は、第35条(第3項を除く。)の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるとときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>							
都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)							
<p>③ 違反建築物に対する措置</p> <p>法第37条第1項の当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対する違反是正のための必要な措置の命令とは、市区町村長が、個別の違反の内容を踏まえ、それを是正するために必要な期限を定めて、緑化施設の設置や植栽の補植など、法第35条の規定(同条第4項を除く。)又は法第35条第3項の規定により許可に付された条件を満たすための措置をとるべき旨を命ずることが考えられる。</p>							
<table border="1"> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				備考			
備考							
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日				

ID: 811

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	改善命令					
法 令 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第64条					
法 令 番 号	昭和48年法律第72号					
【基準】						
<p>法第64条の規定による。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第64条 市町村長は、認定事業者が認定計画に従つて市民緑地の設置及び管理を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>						
都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)						
<p>⑩ 改善命令</p> <p>改善命令は、認定計画に従つて緑化施設等の整備を行っていないと認める場合に、認定計画に従つた緑化施設等の整備を実施するよう指導を行うものであり、認定事業者が改善命令を遵守し、認定計画に従つた緑化施設等の整備が確実に行い得るよう、「改善に必要な措置」は十分な期間を定めて命じるとともに、措置の内容は改善に有効かつ適切なものであることが望ましい。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日			

ID: 812

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	認定の取消し					
法令名 根拠条項	都市緑地法 第65条					
法令番号	昭和48年法律第72号					
【基準】 法第65条の規定による。 (認定の取消し) 第65条 市町村長は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第61条第1項の認定を取り消すことができる。						
都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日			

ID: 813

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	受益者からの負担金の徴収					
法 令 名 根 拠 条 項	土地改良法 第90条第6項					
法 令 番 号	昭和24年法律第195号					
【基準】 法第90条第6項の規定による。 (国営土地改良事業の負担金) 第90条 6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 814

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収			
法 令 名 根 拠 条 項	土地改良法 第90条の2第1項			
法 令 番 号	昭和24年法律第195号			
【基準】				
<p>法第90条の2第1項の規定による。</p> <p>(国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第90条の2 国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業(第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業、国営市町村特別申請事業及び第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第113条の3第3項の規定による公告があつた日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日	

ID: 815

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法 令 名 根 拠 条 項	土地改良法 第90条の2第4項		
法 令 番 号	昭和24年法律第195号		
【基準】			
<p>法第90条の2第4項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第90条の2</p> <p>4 国、都道府県又は市町村は、第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業により造成された土地を第94条の8第5項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を第94条の8第4項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により公告されたその土地の用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 816

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収					
法 令 名 根 拠 条 項	土地改良法 第90条の2第6項					
法 令 番 号	昭和24年法律第195号					
【基準】						
<p>法第90条の2第6項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第90条の2</p> <p>6 国、都道府県又は市町村は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第113条の3第2項又は第3項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき同項の規定による公告があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 817

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	受益者からの分担金の徴収					
法 令 名 根 拠 条 項	土地改良法 第91条第3項					
法 令 番 号	昭和24年法律第195号					
【基準】 法第91条第3項の規定による。 (都道府県営土地改良事業の分担金等) 第91条 3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 818

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収			
法 令 名 根 拠 条 項	土地改良法 第91条の2第1項			
法 令 番 号	昭和24年法律第195号			
【基準】				
<p>法第91条の2第1項の規定による。</p> <p>(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第91条の2 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 819

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法 令 名 根 拠 条 項	土地改良法 第91条の2第4項		
法 令 番 号	昭和24年法律第195号		
【基準】			
<p>法第91条の2第4項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第91条の2</p> <p>4 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画若しくは関連管理事業計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 820

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)					
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4					
法令番号	昭和24年法律第195号					
【基準】 準用規定法第36条第1項の規定の要件に該当し、条例の定めにより賦課徴収する。 (経費の賦課) 第36条 土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費(第90条第4項(第91条第4項及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)、第90条第8項又は第91条第5項の規定により徴収される金銭を含む。)に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 821

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	特別徴収金の徴収(法第36条の3第1項の準用)					
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4					
法令番号	昭和24年法律第195号					
【基準】						
<p>準用規定法第36条の3第1項の規定の要件に該当し、政令の定めにより賦課徴収する。</p> <p>政令第47条 (特別徴収金)</p> <p>第47条 土地改良区は、その組合員が法第36条の3第1項に規定する場合に該当したことにより、国又は地方公共団体に対して補助金等(国又は地方公共団体が当該土地改良区の施行に係る土地改良事業につき交付した補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)の全部又は一部に相当する額を返還しなければならないこととなつた場合に限り、同項の規定による徴収金の徴収をすることができる。</p>						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 822

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	一時利用地指定(法第53条の5第1項の準用)					
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4					
法令番号	昭和24年法律第195号					
【基準】 準用規定法第53条の5第1項の規定による。 (一時利用地の指定) 第53条の5 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、従前の土地に代わるべき一時利用地を指定することができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 823

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用)			
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4			
法令番号	昭和24年法律第195号			
【基準】				
<p>準用規定法第53条の6第1項の規定による。 (使用及び収益の停止)</p> <p>第53条の6 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第53条の2の2第1項の規定により換地計画において換地を定めないこととされる従前の土地(次項に規定する土地を除く。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。</p>				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		
		年 月 日		

ID: 824

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用)					
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4					
法令番号	昭和24年法律第195号					
【基準】						
<p>準用規定法第53条の6第2項の規定による。 (使用及び収益の停止)</p> <p>第53条の6</p> <p>2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第53条の2の3第3項の規定により仮清算金が支払われた土地(同条第1項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。</p>						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 825

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	一時利用地指定の利益相当額徴収(法第53条の8第2項の準用)					
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4					
法令番号	昭和24年法律第195号					
【基準】 準用規定法第53条の8第2項の規定による。 (一時利用地の指定等に伴う補償等) 第53条の8 2 第53条の5第1項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 826

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	清算金の徴収					
法令名 根拠条項	土地改良法 第108条第2項					
法令番号	昭和24年法律第195号					
【基準】 法第108条第2項の規定による。 (清算金) 第108条 第98条第10項又は第99条第12項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。 2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 827

担当部署: 産業政策部 農政課

処分の概要	土地改良事業の障害物の除去等					
法 令 名 根 拠 条 項	土地改良法 第119条					
法 令 番 号	昭和24年法律第195号					
【基準】 法第119条の規定による。 (障害物の移転等) 第119条 国、都道府県、市町村又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要な限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移転し、除去し、又は取りこわすことができる。但し、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 828

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	建築物の移転又は除去費用の徴収			
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第78条第2項			
法令番号	昭和29年法律第119号			
【基準】				
<p>法第78条第2項の規定による。</p> <p>(移転等に伴う損失補償)</p> <p>第78条</p> <p>2 前条第1項の規定により施行者が移転し、若しくは除却した建築物等又は同条第2項の照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等が、第76条第4項若しくは第5項、都市計画法第81条第1項若しくは第2項又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条の規定により移転又は除却を命ぜられているものである場合においては、施行者は、前項の規定にかかわらず、これらの建築物等の所有者に対しては、移転又は除却により生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第1項の規定によりこれらの建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。</p>				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		
		年 月 日		

ID: 829

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	仮清算金の徴収					
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第102条第1項					
法令番号	昭和29年法律第119号					
【基準】 法第102条第1項の規定による。 (仮清算) 第102条 施行者は、第98条第1項の規定により仮換地を指定した場合又は第100条第1項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第94条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 830

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	清算金の徴収					
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第1項					
法令番号	昭和29年法律第119号					
【基準】 法第110条第1項の規定による。 (清算金の徴収及び交付) 第110条 施行者は、第103条第4項の公告があつた場合においては、第104条第8項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第102条第1項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 832

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し			
法 令 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第117条の2第4項			
法 令 番 号	昭和29年法律第119号			
【基準】 法第117条の2第4項の規定による。 (住宅先行建設区における住宅の建設) 第117条の2 4 施行者は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第85条の2第5項の規定による指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 833

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	物件移転費用等の納付命令					
法 令 名 根 拠 条 項	土地収用法 第128条第3項					
法 令 番 号	昭和26年法律第219号					
【基準】 法第128条第3項の規定による。 第128条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適當でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 834

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	物件移転費用等の納付命令(第128条第3項の準用)					
法令名 根拠条項	土地収用法 第138条第1項					
法令番号	昭和26年法律第219号					
【基準】 準用する法第128条第3項の規定による。 第128条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 837

担当部署: 産業政策部 農林業振興課

処分の概要	農業経営改善計画の認定の取消し					
法 令 名 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法 第13条第2項					
法 令 番 号	昭和55年法律第65号					
【基準】						
<p>法第13条第2項の規定による。</p> <p>(農業経営改善計画の変更等)</p> <p>第13条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第5項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第4項に規定する者(第14条の2において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日			

ID: 838

担当部署: 産業政策部 農林業振興課

処分の概要	農用地利用規程の認定の取消し					
法 令 名 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法 第24条第3項					
法 令 番 号	昭和55年法律第65号					
【基準】						
法第24条第3項の規定による。 (農用地利用規程の変更等)						
第24条						
3 同意市町村は、認定団体が前条第1項の認定に係る農用地利用規程(前2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。						
政令第13条の規定による。 (農用地利用規程の認定の取消しの事由)						
第13条 法第24条第3項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。						
(1) 農用地利用規程について法第23条第1項の認定を受けた団体(次号において単に「団体」という。)が同項に規定する団体でなくなつたこと。						
(2) 法第6条第5項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程(法第24条第1項又は第2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)が法第23条第3項第1号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第24条第1項の規定による変更の認定を受けなかつたこと(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に該当する場合を除く。)。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日			

ID: 839

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	組合員等への事務費の賦課					
法 令 名 根 拠 条 項	農業保険法 第118条第1項					
法 令 番 号	昭和22年法律第185号					
【基準】 法第118条第1項の規定による。 (事務費の賦課) 第118条 組合等は、事業規程等で定めるところにより、第19条の規定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 840

担当部署: 産業政策部 農林業振興課

処分の概要	協定の認可の取消し			
法 令 名 根 拠 条 項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の11第1項			
法 令 番 号	昭和44年法律第58号			
【基準】 法第18条の11第1項の規定による。 (協定の認可の取消し) 第18条の11 市町村長は、第18条の2第1項又は第18条の6第1項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第18条の5第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該協定の認可を取り消すものとする。				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 841

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業の停止命令			
法 令 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3			
法 令 番 号	昭和45年法律第137号			
【基準】				
<p>法第7条の3の規定による。</p> <p>(事業の停止)</p> <p>第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>(3) 第7条第11項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 842

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物処分業の停止命令			
法 令 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3			
法 令 番 号	昭和45年法律第137号			
【基準】				
<p>法第7条の3の規定による。</p> <p>(事業の停止)</p> <p>第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>(3) 第7条第11項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 843-1

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し					
法 令 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4					
法 令 番 号	昭和45年法律第137号					
【基準】						
<p>法第7条の4の規定による。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至つたとき。</p> <p>(2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>(3) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>(4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至つたとき(前3号に該当する場合を除く。)。</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>						
備考						
<p>【共通担当部署】</p> <p>市民総務部 市民課(し尿収集運搬業の許可)</p> <p>市民総務部 生活環境課</p>						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 843-2

担当部署: 市民総務部 市民課

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し					
法 令 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4					
法 令 番 号	昭和45年法律第137号					
【基準】						
<p>法第7条の4の規定による。 (許可の取消し)</p> <p>第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至つたとき。</p> <p>(2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>(3) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>(4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至つたとき (前3号に該当する場合を除く。)。</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>						
備考						
<p>【共通担当部署】</p> <p>市民総務部 市民課(し尿収集運搬業の許可) 市民総務部 生活環境課</p>						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 844

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可取消し
法 令 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4
法 令 番 号	昭和45年法律第137号
【基準】	
<p>法第7条の4の規定による。 (許可の取消し)</p> <p>第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至つたとき。</p> <p>(2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>(3) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>(4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至つたとき (前3号に該当する場合を除く。)。</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>	
備考	
設 定 年 月 日	令和3年4月1日
最 終 変 更 年 月 日	
年 月 日	

ID: 845

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物処理業者への必要な措置命令					
法 令 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の3第1号					
法 令 番 号	昭和45年法律第137号					
【基準】						
<p>法第19条の3第1号の規定による。 (改善命令)</p> <p>第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第3号に掲げる場合を除く。) 市町村長</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 846

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令			
法 令 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4第1項			
法 令 番 号	昭和45年法律第137号			
【基準】				
<p>法第19条の4第1項の規定による。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 847

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令			
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4の2第1項			
法令番号	昭和45年法律第137号			
【基準】				
<p>法第19条の4の2第1項の規定による。</p> <p>第19条の4の2 前条第1項に規定する場合(第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>(1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。</p> <p>(2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適當であるとき。</p>				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		
		年 月 日		

ID: 848

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担					
法 令 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第2項					
法 令 番 号	昭和45年法律第137号					
【基準】						
<p>法第19条の7第2項の規定による。</p> <p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第19条の7 第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないと自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないと、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(2) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。</p> <p>(3) 第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないと、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>2 市町村長は、前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 849

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担			
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第3項			
法令番号	昭和45年法律第137号			
【基準】 法第19条の7第3項の規定による。 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置) 第19条の7 3 市町村長は、第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日 年 月 日		

ID: 850

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担					
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第4項					
法令番号	昭和45年法律第137号					
【基準】						
<p>法第19条の7第4項の規定による。</p> <p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第19条の7</p> <p>4 市町村長は、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p>						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 851

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	母子家庭日常生活支援の措置の解除					
法 令 名 根 拠 条 項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第17条第1項					
法 令 番 号	昭和39年法律第129号					
【基準】						
<p>法第17条の規定による。</p> <p>(母子家庭日常生活支援事業)</p> <p>第17条 都道府県又は市町村は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他内閣府令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて内閣府令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</p> <p>2 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日			

ID: 852

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	寡婦日常生活支援の措置の解除					
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第33条第3項					
法令番号	昭和39年法律第129号					
【基準】 法第33条第3項において準用する法第18条に準じ法第33条第1項の規定による。 (寡婦日常生活支援事業) 第33条 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他内閣府令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて内閣府令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を探ることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日			

ID: 853

担当部署: 福祉保健部 健康医療課

処分の概要	賠償受給による給付の制限					
法令名 根拠条項	予防接種法 第18条第1項					
法令番号	昭和23年法律第68号					
【基準】 法第18条第1項の規定による。 (損害賠償との調整) 第18条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 854

担当部署: 福祉保健部 健康医療課

処分の概要	賠償受給額相当額の返還命令					
法令名 根拠条項	予防接種法 第18条第2項					
法令番号	昭和23年法律第68号					
【基準】 法第18条第2項の規定による。 (損害賠償との調整) 第18条 2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 855

担当部署: 福祉保健部 健康医療課

処分の概要	不正受給者からの給付額の徴収					
法令名 根拠条項	予防接種法 第19条第1項					
法令番号	昭和23年法律第68号					
【基準】 法第19条第1項の規定による。 (不正利得の徴収) 第19条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 856

担当部署: 福祉保健部 健康医療課

処分の概要	予防接種の実費の徴収					
法令名 根拠条項	予防接種法 第28条					
法令番号	昭和23年法律第68号					
【基準】 法第28条の規定による。 (実費の徴収) 第28条 定期の予防接種又は臨時の予防接種(特定B類疾病に係るものに限る。)を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日			

ID: 857

担当部署: 福祉保健部 健康医療課

処分の概要	障害年金の給付の額の改定					
法令名 根拠条項	予防接種法施行令 第15条					
法令番号	昭和23年政令第197号					
【基準】 政令第15条の規定による。 (A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付の額の変更) 第15条 障害児又は法第16条第1項第3号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに別表第1又は別表第2に定める他の等級に該当することとなった場合においては、新たに該当するに至った等級に応する額を支給するものとし、従前の給付は行わない。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日			

ID: 858

担当部署: 福祉保健部 健康医療課

処分の概要	命令に従わない場合の給付差止め					
法 令 名 根 拠 条 項	予防接種法施行令 第16条第2項					
法 令 番 号	昭和23年政令第197号					
【基準】						
<p>政令第16条第2項の規定による。</p> <p>(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付に係る診断及び報告)</p> <p>第16条</p> <p>2 予防接種に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日			

ID: 859

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	在宅サービスの提供に係る措置の解除
法 令 名 根 拠 条 項	老人福祉法 第10条の4第1項
法 令 番 号	昭和38年法律第133号
【基準】	
<p>法第10条の4第1項の規定による。</p> <p>(居宅における介護等)</p> <p>第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(厚生労働省令で定める部分に限る。第20条の8第4項において同じ。)若しくは夜間対応型訪問介護又は第1号訪問事業を利用する事が著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。</p> <p>(2) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第1号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者(養護者を含む。)を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。</p> <p>(3) 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。</p> <p>(4) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第5条の2第5項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。</p> <p>(5) 65歳以上の者であつて、認知症(介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著し</p>	

く困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第6項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

(6) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス(訪問介護等(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。)に係る部分に限る。第20条の8第4項において同じ。)を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第7項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

備考	
----	--

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 860

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	日常生活用具の給付等の措置の解除					
法令名 根拠条項	老人福祉法 第10条の4第2項					
法令番号	昭和38年法律第133号					
【基準】						
<p>法第10条の4第2項の規定による。 (居宅における介護等)</p> <p>第10条の4</p> <p>2 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。</p>						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 861

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	養護老人ホーム等への入所措置等の解除					
法令名 根拠条項	老人福祉法 第11条第1項					
法令番号	昭和38年法律第133号					
【基準】						
<p>法第11条第1項の規定による。</p> <p>(老人ホームへの入所等)</p> <p>第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>(2) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるとときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>(3) 65歳以上の者であつて、養護者がないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適当であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。</p>						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 862

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	入所措置費用の徴収					
法令名 根拠条項	老人福祉法 第28条第1項					
法令番号	昭和38年法律第133号					
【基準】 法第28条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第28条 第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 892

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	悪臭物質排出減少措置の実施命令			
法 令 名 根 拠 条 項	悪臭防止法 第8条第2項			
法 令 番 号	昭和46年法律第91号			
【基準】				
<p>法第8条第2項の規定による。</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第8条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 902

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	振動防止方法の改善命令			
法令名 根拠条項	振動規制法 第12条第2項			
法令番号	昭和51年法律第64号			
【基準】 法第12条第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令) 第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日 年 月 日		

ID: 903

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	振動防止方法の改善命令			
法 令 名 根 拠 条 項	振動規制法 第15条第2項			
法 令 番 号	昭和51年法律第64号			
【基準】				
<p>法第15条第2項の規定による。</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 916

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	騒音防止方法の改善命令			
法 令 名 根 拠 条 項	騒音規制法 第12条第2項			
法 令 番 号	昭和43年法律第98号			
【基準】				
<p>法第12条の規定による。</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定は、第7条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から3年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第8条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 917

担当部署: 市民総務部 生活環境課

処分の概要	騒音防止方法の改善命令			
法 令 名 根 拠 条 項	騒音規制法 第15条第2項			
法 令 番 号	昭和43年法律第98号			
【基準】				
<p>法第15条第1項及び第2項の規定による。</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 930

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の受給資格の喪失
法 令 名 根 拠 条 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第17条
法 令 番 号	昭和39年法律第134号
【基準】	
<p>法第17条の規定による。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第17条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。</p>	
備考	
設 定 年 月 日	令和3年4月1日
最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 931

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の支給の制限①			
法 令 名 根 拠 条 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第20条			
法 令 番 号	昭和39年法律第134号			
【基準】				
<p>法第20条の規定による。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第20条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>政令第7条 (法第20条の政令で定める額)</p> <p>第7条 法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、360万4000円とし、扶養親族等があるときは、360万4000円に当該扶養親族等1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。)を加算した額とする。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 932

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の返還		
法 令 名 根 拠 条 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第22条第2項		
法 令 番 号	昭和39年法律第134号		
【基準】			
<p>法第22条第2項の規定による。</p> <p>第22条</p> <p>2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手當で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 933

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	不正利得の徴収					
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第24条					
法令番号	昭和39年法律第134号					
【基準】 法第24条第1項の規定による。 (不正利得の徴収) 第24条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。						
備考 障害児福祉手当の不正利得の徴収						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 934

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の不支給			
法 令 名 根 拠 条 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条			
法 令 番 号	昭和39年法律第134号			
【基準】				
<p>法第26条において準用する法第11条(第3号を除く。)の規定による。</p> <p>第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 (2) 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 (3) 略 				
<p>(調査)</p> <p>第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 935

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の調査拒否等による手当支払差止め					
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条					
法令番号	昭和39年法律第134号					
【基準】 法第26条において準用する法第12条の規定による。 第12条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第35条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 936

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	手当の支払の調整
法 令 名 根 拠 条 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条
法 令 番 号	昭和39年法律第134号

【基準】

法第26条において準用する法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条

(児童扶養手当法の準用)

第16条 児童扶養手当法第5条の2第1項及び第3項、第8条、第22条から第25条まで並びに第31条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第5条の2第1項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、同法第8条第1項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第3項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第23条第1項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第31条中「第12条第2項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条第2項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

児童扶養手当法第31条

(手当の支払の調整)

第31条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項の規定によりすでに支給を受けた手當に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

備考

障害児福祉手当の支払の調整

設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日
------------------	----------	----------------------	-------

ID: 937

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	特別障害者手当の受給資格の喪失			
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の2			
法令番号	昭和39年法律第134号			
【基準】				
<p>法第26条の2の規定による。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)。</p> <p>(2) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。</p> <p>(3) 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。</p>				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		
		年 月 日		

ID: 938

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支給の調整					
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の4					
法令番号	昭和39年法律第134号					
【基準】 法第26条の4の規定による。 (支給の調整) 第26条の4 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けができるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 939

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	特別障害者手当の不支給			
法 令 名 根 拠 条 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5			
法 令 番 号	昭和39年法律第134号			
【基準】				
<p>法第26条の5において準用する法第11条(第3号を除く。)の規定による。</p> <p>第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 (2) 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 (3) 略 				
<p>(調査)</p> <p>第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 940

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	特別障害者手当の調査拒否等による手当支払差止め					
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5					
法令番号	昭和39年法律第134号					
【基準】 法第26条の5において準用する法第12条の規定による。 第12条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第35条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 941

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支給の制限①			
法 令 名 根 拠 条 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5			
法 令 番 号	昭和39年法律第134号			
【基準】				
<p>法第26条の5において準用する法第20条の規定による。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第20条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>政令第7条 (法第20条の政令で定める額)</p> <p>第7条 法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、360万4000円とし、扶養親族等があるときは、360万4000円に当該扶養親族等1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。)を加算した額とする。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 942

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	特別障害者手当の返還			
法 令 名 根 拠 条 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5			
法 令 番 号	昭和39年法律第134号			
【基準】				
<p>法第26条の5において準用する法第22条第2項の規定による。</p> <p>第22条</p> <p>2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手當で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 943

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支払の調整					
法 令 名 根 拠 条 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5					
法 令 番 号	昭和39年法律第134号					
【基準】						
<p>法第26条の5において準用する法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条 (児童扶養手当法の準用)</p> <p>第16条 児童扶養手当法第5条の2第1項及び第3項、第8条、第22条から第25条まで並びに第31条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第5条の2第1項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、同法第8条第1項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第3項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第23条第1項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第31条中「第12条第2項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条第2項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。</p>						
<p>児童扶養手当法第31条 (手当の支払の調整)</p> <p>第31条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 944

担当部署: 福祉保健部 障害者福祉課

処分の概要	不正利得の徴収					
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5					
法令番号	昭和39年法律第134号					
【基準】 法第26条の5において準用する法第24条第1項の規定による。 (不正利得の徴収) 第24条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。						
備考 特別障害者手当の不正利得の徴収						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 946

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	診療報酬の支払いの一時差止め					
法 令 名 根 拠 条 項	母子保健法 第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第2項					
法 令 番 号	昭和40年法律第141号					
【基準】						
<p>法第20条第7項及び児童福祉法第21条の3第2項の規定による。</p> <p>(養育医療)</p> <p>第20条</p> <p>7 児童福祉法第19条の12、第19条の20及び第21条の3の規定は養育医療の給付について、同法第20条第7項及び第8項並びに第21条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第19条の12中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同条第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第19条の20(第2項を除く。)中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第1項中「第19条の3第10項」とあるのは「母子保健法第20条第7項において読み替えて準用する第19条の12」と、同条第4項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第21条の3第2項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。</p>						
<p>児童福祉法</p> <p>第21条の3</p> <p>2 指定療育機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定療育機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日			

ID: 947

担当部署: 福祉保健部 子ども政策室

処分の概要	費用の徴収			
法 令 名 根 拠 条 項	母子保健法 第21条の4第1項			
法 令 番 号	昭和40年法律第141号			
【基準】				
<p>法第21条の4の規定による。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第21条の4 第20条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。</p> <p>3 第1項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		

ID: 952

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	違反建築物に対する措置命令					
法 令 名 根 拠 条 項	景観法 第64条第1項					
法 令 番 号	平成16年法律第110号					
【基準】						
<p>法第64条第1項の規定による。</p> <p>(違反建築物に対する措置)</p> <p>第64条 市町村長は、第62条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主(建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。)、当該建築物の建築等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。)若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>						
景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照						
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日			

ID: 953

担当部署: 建設交通部 都市・交通課

処分の概要	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令		
法 令 名 根 拠 条 項	景観法 第70条第1項		
法 令 番 号	平成16年法律第110号		
【基準】			
<p>法第70条第1項の規定による。</p> <p>(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置)</p> <p>第70条 市町村長は、前条第2項の規定により第62条から第68条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。</p>			
景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 954

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	職権による要介護状態区分の変更の認定					
法令名 根拠条項	介護保険法 第30条第1項					
法令番号	平成9年法律第123号					
【基準】 法第30条第1項の規定による。 第30条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要な程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第27条第5項後段の規定による認定審査会の意見(同項第2号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 955

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	要介護認定の取消し					
法令名 根拠条項	介護保険法 第31条第1項					
法令番号	平成9年法律第123号					
【基準】 法第31条第1項の規定による。 (要介護認定の取消し) 第31条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第27条第7項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 (1) 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。 (2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は前条第2項若しくは次項において準用する第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 956

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	要支援認定の取消し					
法令名 根拠条項	介護保険法 第34条第1項					
法令番号	平成9年法律第123号					
【基準】 法第34条第1項の規定による。 (要支援認定の取消し) 第34条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第32条第6項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 (1) 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。 (2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 957

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	保険給付の制限					
法令名 根拠条項	介護保険法 第64条					
法令番号	平成9年法律第123号					
【基準】 法第64条の規定による。 第64条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わぬことができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 958

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	保険給付の制限					
法令名 根拠条項	介護保険法 第65条					
法令番号	平成9年法律第123号					
【基準】 法第65条の規定による。 第65条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第23条の規定による求め(第24条の2第1項第1号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る求めを含む。)に応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 959

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	保険料滞納者に係る支払方法の変更					
法令名 根拠条項	介護保険法 第66条第1項及び第2項					
法令番号	平成9年法律第123号					
【基準】						
<p>法第66条第1項及び第2項の規定による。</p> <p>(保険料滞納者に係る支払方法の変更)</p> <p>第66条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨の記載(以下この条及び次条第3項において「支払方法変更の記載」という。)をするものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をことができる。</p>						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 960

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	保険給付の支払の一時差止					
法令名 根拠条項	介護保険法 第67条第1項及び第2項					
法令番号	平成9年法律第123号					
【基準】 法第67条第1項及び第2項の規定による。 (保険給付の支払の一時差止) 第67条 市町村は、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 961

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止		
法令名 根拠条項	介護保険法 第68条第1項及び第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】			
<p>法第68条第1項及び第2項の規定による。</p> <p>(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止)</p> <p>第68条 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金であってその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの(以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。)がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載(以下この条において「保険給付差止の記載」という。)をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該保険給付差止の記載を消除するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 962

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例		
法令名 根拠条項	介護保険法 第69条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】			
<p>法第69条第1項の規定による。</p> <p>(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)</p> <p>第69条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第29条第2項において準用する第27条第7項若しくは第30条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第33条の2第2項において準用する第32条第6項若しくは第33条の3第1項の規定による要支援状態区分の変更の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。)があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第27条第7項後段(第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)、第30条第1項後段若しくは第35条第4項後段又は第32条第6項後段(第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。)、第33条の3第1項後段若しくは第35条第2項後段若しくは第6項後段の規定による記載に併せて、介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。)の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間(市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。)の記載(以下この条において「給付額減額等の記載」という。)をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるとときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 963

担当部署: 福祉保健部 高齢者福祉課

処分の概要	保険料額の決定					
法令名 根拠条項	介護保険法 第129条第1項					
法令番号	平成9年法律第123号					
【基準】 法第129条第1項及び第2項の規定による。 (保険料) 第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 536

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	工事原因者に対する工事施行命令					
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第18条					
法令番号	昭和39年法律第167号					
【基準】 法第18条の規定による。 (工事原因者の工事の施行等) 第18条 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によって必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 537

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	洪水時等における業務従事命令					
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第22条第2項					
法令番号	昭和39年法律第167号					
【基準】 法第22条第2項の規定による。 (洪水時等における緊急措置) 第22条 洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。 2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 538

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	工作物用途廃止後の原状回復命令			
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第31条第2項			
法令番号	昭和39年法律第167号			
【基準】 法第31条第2項の規定による。 (原状回復命令等) 第31条 第26条第1項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。 2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。				
備考				
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日 年 月 日		

ID: 539

担当部署: 建設交通部 道路河川課

処分の概要	流水占用料等の徴収
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第32条第1項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号
【基準】	
<p>法第32条第1項の規定による。 (流水占用料等の徴収等)</p> <p>第32条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。</p> <p>2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>政令第18条の規定による。 (流水占用料等の額の基準等)</p> <p>第18条 法第32条第1項の流水占用料等の額の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 流水若しくは土地の占用又は土石等の採取(以下「流水の占用等」という。)の目的及び態様に応じて公正妥当なものであること。 (2) 流水の占用等に係る公益的な事業の適正かつ合理的な運営に支障を及ぼすものでないこと。 (3) 発電のための流水占用料等にあつては、河川の管理に要する費用、当該流水の占用等が河川の管理に及ぼす影響、河川の使用の態様等を勘案して国土交通大臣が定める額の範囲内であること。 <p>2 法第32条第1項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 流水の占用等をすることができる期間が、当該流水の占用等に係る法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。ただし、当該期間における流水占用料等の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がなく、かつ、流水占用料等の徴収を受ける者に過重な負担を課するものでないと認められる場合として条例で定める場合には、当該期間の分の流水占用料等を一括して徴収することができる。 (2) 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録について、当該許可若しくは登録を受けた者の申請に基づき、又は法第75条第2項の規定による処分により、流水の占用等をすることができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となつた事項に変更があつたときは、その額を変更するものとし、既に納めた流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等は返還すること。 (3) 2以上の都府県の区域にわたって行われる水利使用については、当該都府県を統轄する都府県知事があらかじめ協議して、それぞれその徴収すべき流水占用料等の額を定めること。 	
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年月日
-------	----------	---------	-----